

町内の皆様へ

大利根町自治会 会長 岡 正雄

「家庭の粗大ごみ 集団回収」について(お知らせ)

「粗大ごみ集団回収」を実施しますので、別紙「家庭の粗大ごみ 排出申込書」に記入して、下記の事項等を厳守していただき排出して下さい。

記

1 排出申込書の回覧終了期限：4 月 27 日（日）（班長戻り）

2 排出日時：令和 7 年 6 月 8 日（日）及び 9 日（月）

午前 9 時～午後 6 時

3 排出場所：大利根町公民館 駐車場

4 排出時のお願い

(1) 粗大ごみは、前橋市の指定の

ごみ袋(4 5 l)に入れることのできない大きさのものの限定です。

4 5 l ごみ袋にいれることのできる大きさのものは、
「可燃ごみ」や「不燃ごみ」の日に、ごみ集積所へ

(2) 次の物は、「家電リサイクル法」により、粗大ごみとして収集できませんので、絶対に排出しないでください。(ごみ集積所にも出せません)

※テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン

(3) 「粗大ごみ集団回収」に出せない物がありますので、ご注意ください。

「排出できないもの 一覧」

(ごみ集積所にも出せません。処分方法は、ごみ収集課(電話 027-253-1009)へ

- ・テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン
- ・消火器、タイヤ、太さ 4 cm を超える木
- ・バッテリー、自動車・オートバイ及びその関係部品
- ・ピアノ、焼却灰、廃油、プロパンガスボンベ等のボンベ類
- ・ブロック、土砂、石、コンクリート、畳、障子、襖等の建設廃材
- ・ウォーターサーバー、除湿器、冷風機等のフロンガスを含むゴミ
- ・珪藻土バスマット(石綿(アスベスト)を含有するおそれがあるため)
- ・事業所で使用したもの

5 その他

- ・ガラスが組込まれた家具は、ガラスを含んだまま、排出できます。

以上

令和 7 年 4 月 1 日

組 長・班 長 各位

大利根町自治会 会長 岡 正雄

「家庭の粗大ごみ集団回収」について(お願い)

標記について、次のとおり御配慮をお願いいたします。

記

- 1 別紙の 回覧『「家庭の粗大ごみ集団回収」について(お知らせ)』
及び家庭の粗大ごみ排出申込書を、各班に回覧して下さい。

※排出申込書の回覧終了期限：4 月 27 日（日）（班長戻り）で、町内の
皆さんへ案内しています。

- 2 班長から組長への提出期限：5 月 11 日（日）

班長は、「家庭の粗大ごみ 排出申込書」の回覧が終了後、
班内の排出数量を集計し、組長に提出してください。

- 3 組長から大利根町公民館への提出期限：5 月 18 日（日）

組長は、「家庭の粗大ごみ 排出申込書」（組長用）の合計欄に、各班の
合計を集計して記入し、提出して下さい。

※大利根町としての集計表を前橋市に提出するため、**期限厳守**でお願い
します。

※大利根町公民館（事務室）が開いていない時間帯については、公民館玄
関西側に設置してある郵便受けに入れて下さい。

★何かありましたら、大利根町公民館へ電話(2 5 3－0 9 4 9)して下さい。

以上